

ご活用ください!! 地域の新しい力を応援します

# 大分県地域活性化総合補助金制度の概要

## 活性化チャレンジ枠

地域資源等を活用した地域活性化に向けて、地域の様々な主体がチャレンジする調査研究や試行等に対して支援します。

県内全域

個人、各種団体、法人 ※市町村は対象外

2 / 3 以内

1 件につき1,000千円

地域活性化に向けた次のいずれかの取り組みにあたり、あらかじめ行われる調査研究や試行等

- ①地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開(以下「ビジネス化」という。)
- ②ITやバイオテクノロジー等の先端技術革新
- ③地域通貨による地域の課題解決やコミュニティの醸成
- ④その他、チャレンジ精神を持って行われる事業で、振興局長が認めるもの

趣 旨

対象地域

事業主体

補 助 率

限 度 額

対象事業

## 地域活動支援枠

地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取り組みを支援します。

県内全域

個人、各種団体、法人、市町村

1 / 2 以内

(市町村を通じた間接補助の場合は1/3以内で市町村の補助額以内)

1 件につき原則10,000千円

地域活性化につながる次のいずれかの取り組みで、振興局長が認めるもの

- ①地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開(以下「ビジネス化」という。)
- ②一次産業、商工業、観光業等産業の振興につながる取り組み
- ③地域間交流、人材育成、文化振興、イベント開催等地域活性化につながる取り組み
- ④その他、特に住民福祉の向上や地域活性化につながる事業で、振興局長が認めるもの

## 旧町村部活力創造枠

旧町村部の活性化につながる持続可能な取り組みに対して支援します。

旧町村部限定

個人、各種団体、法人、市

原則 2 / 3 以内  
(特認3 / 4)

1 件につき原則50,000千円

旧町村部の活性化につながる持続可能な次のいずれかの取り組み

- ①地域活動の活性化
- ②農林水産業等の産業振興
- ③伝統文化の保存継承
- ④新市の行う旧町村地域の活性化

趣 旨

対象地域

事業主体

補 助 率

限 度 額

対象事業

## 旧町村部緊急支援枠

旧町村部住民が抱える不安・懸念の解消やコミュニティの維持、地域活力向上に向けた取り組みをきめ細かに支援します。

旧町村部限定

各種団体、法人 ※個人、市は対象外

H19-3 / 4 以内  
※H20以降の年度は補助率逡減  
H20-2 / 3、H21-1 / 2 以内

1 件につき原則10,000千円

市町村合併に伴う旧町村部住民の不安等の解消やコミュニティの維持、地域活力の向上等に資することを目的とする次のいずれかの取り組み

- ①地域に根ざしたイベントの開催(各種祭り、スポーツ大会等)
- ②地域活性化のための活動の継続(草刈り等美化活動、道路等の維持補修活動等)
- ③伝統芸能、地域文化活動の継続
- ④その他、旧町村部の諸課題の解決等に資する事業で、振興局長が認めるもの

注：「旧町村部」とは、新市の本庁舎が置かれない旧町村地域のことで。

### 問い合わせ

大分県東部振興局 地域振興部 ☎0978⑦0857  
国東市企画課企画係 ☎0978⑦5161

国見総合支所 ☎0978②1111  
武蔵総合支所 ☎0978⑧1111  
安岐総合支所 ☎0978⑦1111